

## WAKWAK まとめてお得プラン 利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)が提供する「WAKWAK 光プラス」および「WAKWAK 光コラボ」(以下、対象の接続サービスといいます)の割引サービスである「WAKWAK まとめてお得プラン」(以下、本割引サービスといいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

(本規程の範囲等)

- 第1条 本規程は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」における本割引サービスにあたる以下の割引サービスプランのご利用に係る条件について適用します。契約者は、本規程を誠実に遵守していただきます。
- ・ WAKWAK まとめてお得プラン 3
  - ・ WAKWAK まとめてお得プラン 10
  - ・ WAKWAK まとめてお得プラン 30
  - ・ WAKWAK まとめてお得プラン 100
2. 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めたWAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

(通知の方法)

- 第2条 当社から契約者への通知は、本規程に別段の定めのある場合を除き、本割引サービスの管理者へ払い出す電子メールアドレス宛の電子メール、「WAKWAK ホームページ」上の一般掲示、またはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、管理者の電子メールアドレス宛に発信し、管理者の電子メールアドレスを保有する電子メールサーバーに到着したことをもって契約者への通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知が「WAKWAK ホームページ」上の一般掲示で行われる場合、当該通知が「WAKWAK ホームページ」上に掲示され、契約者が対象の接続サービスを通じてインターネットへアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって契約者への通知が完了したものとみなします。
4. 第2項および第3項に定める通知の完了をもって通知内容は有効になるものとします。
5. 契約者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく(閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がその電子メールサーバーに配置された電子メールを画面上に表示し、内容を熟読して、確認することをいいます)。

(契約単位)

第3条 当社は、本割引サービス申込時に所定の様式に記載される複数の対象の接続サービスコースの契約の1集合体に対し、1の本割引サービス利用契約を締結します。

(本割引サービスの内容)

第4条 本割引サービス適用後の対象の接続サービスコースの月額利用料金は表1のとおりです。表1

割引サービスプラン	初期費用*1	管理者アカウントの月額基本料金	1利用者アカウントあたりの月額基本料金*2	ダイヤルアップ接続料金
WAKWAK まとめてお得プラン 3	無料	無料	1,000 円	月 5 時間 まで無料  以降 5 円/分 *3
WAKWAK まとめてお得プラン 10			950 円	
WAKWAK まとめてお得プラン 30			920 円	
WAKWAK まとめてお得プラン 100			860 円	

- \*1 別途、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下、NTT 東日本・NTT 西日本といいます)または光コラボレーション事業者が提供するアクセス回線の契約料、工事費が必要です。詳細は NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者へお問い合わせください。
- \*2 別途、NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者が提供するアクセス回線の月額利用料、機器等利用料金が必要です。詳細は NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者へお問い合わせください。
- \*3 上限を 5,000 円/月とした従量制でのご利用となります。アクセスポイントまでの通話料が別途必要です。接続時間は1回ごとに1分未満を切り上げてカウントされます。月をまたいで接続した場合は接続終了の月にカウントされます。  
例：3月31日23時50分～翌4月1日0時10分まで接続した場合、4月の料金が21分としてカウントされます。

- \* サービス提供開始月は月額基本料金およびダイヤルアップ接続料金が無料です。サービス提供開始日が1日の場合は、当該月より月額基本料金およびダイヤルアップ接続料金が発生します。サービス提供開始月に解約した場合は、解約事務手数料に加え月額基本料金およびダイヤルアップ接続料金とも請求いたします。
- \* 毎月末日23:59時点のご利用プランおよび利用者アカウント数を用いて、当月の月額基本料金を計算いたします。
2. 本割引サービスの対象となる接続サービスコースは表2のとおりです。  
表2
- | 対象となる接続サービスコース          | WAKWAK 光プラス |
|-------------------------|-------------|
| WAKWAK 光コラボ ファミリー/マンション |             |
- \* 「WAKWAK 光プラス」と「WAKWAK 光コラボ」の組み合わせは自由です。
3. 本割引サービスを適用した場合に申込可能なオプションサービスは表3のとおりです。  
表3

オプションサービス	管理者アカウント	利用者アカウント
メールプラス	○	○
メールウイルスチェックプラス	○	○
迷惑メールフィルタ設定サービス	○	○
会員ホームページおよびホームページ容量追加	×	○
メールおなまえプラス	×	○
マカフィー・セキュリティスイート	×	○
マカフィー・ウイルスキャン	×	○
マカフィー・パーソナルファイアウォールプラス	×	○
PC 訪問設定サービス	×	○
アドレスプラス	×	○
独自ドメインサービス	×	×

\*利用者アカウントのオプションサービスは管理者アカウントにてオンライン会員サポートページからのみお申込みいただけます。

(契約の申込)

- 第5条 同一契約者名義にて複数の対象の接続サービスコースを契約し、かつ最低利用者アカウント数を満たしている場合に本割引サービスにお申込みいただけます。
2. WAKWAK 利用規約、本規程に同意の上、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。
3. 本割引サービスのお申込みにあたり、登記簿謄本または印鑑証明書等を提出していただく場合があります。

(適用の条件)

第6条 以下の各号すべてに該当する場合には、本割引サービスを適用します。

- (1) 契約者名義が法人であること。
- (2) 本割引サービスの対象となる接続サービスコースの契約者名義が同一であること。
- (3) 対象の接続サービスコースを合わせて3契約以上ご利用いただくこと。
- (4) 本割引サービスをお申込みいただけること。

(申込の承諾)

- 第7条 当社は、WAKWAK 利用規約第7条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、本割引サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
- (1) 対象の接続サービスコースの契約者ではない場合。
  - (2) その他、業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約期間)

- 第8条 本割引サービスの契約期間は、ご利用開始月から起算して12ヵ月間です。契約者より、利用開始月を1ヵ月目とし12ヵ月後の暦月25日まで(必着)に、書面により本割引サービスの解約通知がない場合には、契約期間は1年間自動更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 当社は、サービス提供開始月を1ヵ月目とし10ヵ月目および12ヵ月目の月の初旬に、管理者の電子メールアドレスに対し契約更新について案内するものとします。
3. 割引サービスプランの変更を実施した場合は、変更前の契約期間を引継ぐものとします。
4. 契約者は、第1項の契約期間内(自動更新を含みます。)に本割引サービスの利用契約を終了した場合は、解約直前にご利用いただいている割引サービスプランの解約事務手数料を当社が定める期日までに支払うものとします。解約事務手数料については以下の通りです。
- ・WAKWAK まとめてお得プラン 3 の場合、2,800 円
  - ・WAKWAK まとめてお得プラン 10 の場合、7,500 円
  - ・WAKWAK まとめてお得プラン 30 の場合、21,000 円
  - ・WAKWAK まとめてお得プラン 100 の場合、70,000 円

(管理者アカウント)

第9条 管理者アカウントとは当社と一元的に対応する窓口であり、利用者の管理等を行う管理者用のアカウントです。

2. 契約者は、本割引サービスの申込時に、当社連絡窓口となる管理者を指定するものとし、当社は管理者に対し、管理者アカウントを払い出すものとします。管理者アカウントは、本割引サービスの管理用のアカウントであり、インターネットへの接続および一部のオプションサービスはご利用になりません。
3. 管理者は、管理者アカウントを第三者に貸与、賃貸、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。なお、管理者アカウントを用いた者の行為は当該契約者の行為とみなされるものとします。
4. 管理者アカウントの管理、使用(第三者による使用を含む)に関する損害の責任は契約者が負うものとし、WAKWAK 利用規約または本規程で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 契約者は、管理者アカウントが盗まれたこと、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 契約内容に変更がある場合、管理者にて変更の内容により書面またはオンライン会員サポートページより手続きしていただきます。詳細は表4の通りです。

表4

手続内容		書面	オンライン会員サポート
申込	新規申込	○	×
	利用者アカウント追加	○	×
解約	利用者アカウント削除	○	×
	全解約	○	×
変更	まとめてお得プラン間変更	○	×
	対象の接続サービスコース以外へコース変更	○	×
	対象の接続サービスコース以外からのコース変更およびまとめてお得プラン申込み	○	×
オプションサービス申込	管理者アカウントオプション	×	○
	利用者アカウントオプション	×	○
住所変更	管理者アカウント住所	○	○
	利用者アカウント住所	○	○

(利用者アカウント)

- 第10条 利用者アカウントとはインターネット接続等のプロバイダサービスを利用するためのアカウントです。対象の接続サービス1契約を1利用者アカウントとして計算します。
2. 契約者は、本割引サービスの申込時に、本割引サービスの対象となる接続サービスの契約数を記載するものとします。
3. 管理者は、利用者アカウントを第三者に貸与、賃貸、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。なお、利用者アカウントを用いた者の行為は当該契約者の行為とみなされるものとします。
4. 利用者アカウントの管理、使用(第三者による使用を含む)に関する損害の責任は契約者が負うものとし、WAKWAK 利用規約または本規程で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 契約者は、利用者アカウントが盗まれたこと、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

(最低利用者アカウント)

- 第11条 本割引サービスには最低利用者アカウント数があります。割引サービスプランごとの最低利用者アカウント数については、以下の通りです。
- ・WAKWAK まとめてお得プラン 3 の場合、3 利用者アカウント
  - ・WAKWAK まとめてお得プラン 10 の場合、10 利用者アカウント
  - ・WAKWAK まとめてお得プラン 30 の場合、30 利用者アカウント
  - ・WAKWAK まとめてお得プラン 100 の場合、100 利用者アカウント

(割引サービスプランの変更)

- 第12条 本割引サービスを適用中で、現在適用中の割引サービスプランよりも最低利用者アカウント数が多い割引サービスプランに変更する場合には、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。
2. 契約者が、当月1日から25日まで(必着)に割引サービスプラン変更の申し込みを行った場合は翌月1日より、26日から当月末日までに割引サービスプラン変更の申し込みを行った場合は翌々月1日より、変更後の割引サービスプランが適用されるものとします。但し、当社が割引サービスプランの変更を承諾しない場合は、この限りではありません。
3. 利用者アカウント数の減により、ご利用中の割引サービスプランに該当する最低利用者アカウント

数を下回る場合は、当社にて自動で割引サービスプランを変更または本割引サービスを解約いたします。

(当社が行う契約の解約)

第 13 条 利用者アカウント数の減により、利用者アカウント数が 3 に満たない場合には、当社にて自動で本割引サービスを解約いたします。これにともない、管理者アカウントおよび管理者アカウントにて契約しているオプションサービスも自動で解約いたします。

2. 月の途中で本割引サービスが解約となった場合、解約月分の月額基本料金は全額かかります(日割計算は行いません)。また、管理者アカウントにて利用していたオプションサービス料金についても、WAKWAK 利用規約別紙 1 に基づき月の途中の解約でも月額基本料金は全額かかります。(日割計算は行いません)
3. 解約時までの本割引サービス利用により発生したすべての債務は解約後といえども存続し、契約者は当社に対し、その債務の履行義務を負います。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、契約者が解約に伴って、当社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。

(契約者による解約)

第 14 条 契約者が本割引サービスの利用契約の解約を希望する場合には、解約希望月の 25 日(必着)までに当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。この場合、当該末日をもって解約となります。26 日以降となった場合には、翌月末の解約となります。解約後は、管理者アカウントはご利用になれません。

2. 月の途中で本割引サービスの解約を届け出た場合でも、解約月分の料金は全額かかります(日割計算は行いません)。また、管理者アカウントにて利用していたオプションサービス料金についても、WAKWAK 利用規約別紙 1 に基づき月の途中の解約でも月額基本料金は全額かかります。(日割計算は行いません)
3. 第 8 条第 1 項の契約期間を満了することなく解約する場合は、第 8 条第 4 項に定める解約事務手数料を請求いたします。
4. 解約時までの契約者の本割引サービス利用により発生したすべての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、契約者が解約に伴って、当社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。

本規程は 2011 年 10 月 1 日より実施します。

表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税抜です。

2011 年 12 月 1 日一部改定	2012 年 10 月 1 日一部改定	2012 年 12 月 1 日一部改定
2014 年 2 月 1 日一部改定	2014 年 9 月 8 日一部改定	2014 年 12 月 1 日一部改定
2015 年 6 月 1 日一部改定	2015 年 8 月 3 日一部改定	2015 年 10 月 1 日一部改定
2017 年 6 月 1 日一部改定	2017 年 12 月 1 日一部改定	2018 年 4 月 1 日一部改定
2018 年 6 月 1 日一部改定		